

## 2004年度知的財産翻訳検定問題【共通課題】

問い. 以下の文章をすべて英文に翻訳してください。

日本では、特許出願された発明が特許されるための要件を満たすか否かの判断は、時間的側面から云えば、その特許出願日を基準にされます。ですから、新規な製品について特許出願を済ます以前に、その製品を一般に公開すると、原則としてその製品についての発明は、新規性を失い、特許を受けることができなくなります。

また、発明が特許されるための要件を、技術水準の側面から云えば、その発明に先行する公知技術と相違して新規性を有すること、しかも、その相違が審査官から見ても、僅かな違いではない、即ち、進歩性を有すると認定されることが必要です。そこで特許要件に問題となる先行する公知技術は、他人によってなされたものだけでなく、仮に発明者自身によって為されたものであっても、問題とされるのです。ですから、新規な製品を製造し販売しようとする企業は、その製品は特許出願手続が終わるまで、秘密を保つ注意と手配を確立すべきです。ただし、新規な製品の公開の場合、秘密を保持する義務のある人達だけに公開することは、その発明の新規性を失わない事柄と解釈されます。

以上は、日本国内出願を考えた場合のことですが、米国への特許出願を考慮するときは、米国では、特許出願以前の事柄である発明の完成日が問題となります。即ち、日本は先願主義であるのに対して、米国は先発明主義をとっているからです。ですから、企業によっては、研究者に日々の研究の進捗を記録することを要求しています。しかし、この記録は後で改竄（かいざん）されることを防ぐ為に、手書きで為さねばならず、ワープロは使用できないという噂です。もしそうであれば、研究者には大きな負担となる懸念があります。